

医政発 0515 第 13 号
令和 2 年 5 月 15 日

一般社団法人 日本美容外科学会（J S A S） 御中

厚生労働省医政局長
（公印省略）

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則等の
一部を改正する省令の施行について

標記につきまして、別添のとおり各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長、地方厚生（支）局長、認定再生医療等委員会設置者及び認定臨床研究審査委員会設置者宛に通知いたしましたので、御了知の上、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。